

「振替決済口座管理規定」新旧対照表（平成 28 年 1 月 4 日改正）

日本証券金融株式会社

（下線箇所は改定部分）

>

新	旧
<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>第 1 条～第 3 条 （現行どおり）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p><u>第 3 条の 2</u> お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第 4 条 （現行どおり）</p> <p>（当社への届出事項）</p> <p>第 5 条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>第 6 条 （現行どおり）</p> <p>（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）</p> <p><u>第 6 条の 2</u> 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合</p>	<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>第 1 条～第 3 条 （省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第 4 条 （省略）</p> <p>（当社への届出事項）</p> <p>第 5 条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p>2 （省略）</p> <p>第 6 条 （省略）</p> <p>（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）</p> <p><u>第 7 条</u> 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当</p>

新	旧
<p>の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p><u>(共通番号情報の取扱いに関する同意)</u></p> <p><u>第7条 当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>第8条～第31条（現行どおり）</p> <p>（届出事項の変更手続き）</p> <p>第32条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>第33条～第42条（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成26年6月20日 改正制定  平成27年1月5日 一部改定  平成27年6月30日 一部改定  <u>平成28年1月4日 一部改定</u></p>	<p>該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>（新設）</p> <p>第8条～第31条（省略）</p> <p>（届出事項の変更手続き）</p> <p>第32条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2（省略）</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p> <p>第33条～第42条（省略）</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成26年6月20日 改正制定  平成27年1月5日 一部改定  平成27年6月30日 一部改定</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">国債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p><u>第3条の2</u> お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第4条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p><u>(3) (削る)</u></p> <p>2～5 (現行どおり)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(分離適格振決国債に係る元利分離申請)</p> <p>第7条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振決国債について、<u>次に定める場</u></p>	<p style="text-align: center;">国債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第4条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名等とします。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p><u>(3) 振決国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの</u></p> <p>2～5 (省略)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(分離適格振決国債に係る元利分離申請)</p> <p>第7条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振決国債について、<u>次の各号に定</u></p>

新	旧
<p>合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。</p> <p><u>(2) (削る)</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(分離元本振込国債等の元利統合申請)</p> <p>第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、<u>次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</u></p> <p>差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。</p> <p><u>(2) (削る)</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第13条 お届出事項（氏名若しくは名称、<u>住所又は共通番号</u>）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p><u>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの</u></p> <p><u>(2) 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの</u></p> <p>2～3 (省略)</p> <p>(分離元本振込国債等の元利統合申請)</p> <p>第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、<u>次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</u></p> <p><u>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの</u></p> <p><u>(2) 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの</u></p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第9条～第12条 (省略)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第13条 お届出事項（氏名若しくは名称又は住所）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 (省略)</p>

新	旧
<p data-bbox="147 209 495 233">第14条～第19条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="866 293 1106 317">日本証券金融株式会社</p> <p data-bbox="147 379 461 403">平成26年6月20日 改正制定</p> <p data-bbox="147 424 461 448"><u>平成28年1月4日</u> 一部改定</p>	<p data-bbox="1131 209 1411 233">第14条～第19条 (省略)</p> <p data-bbox="1850 293 2089 317">日本証券金融株式会社</p> <p data-bbox="1131 379 1444 403">平成26年6月20日 改正制定</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p><u>第3条の2</u> お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p>第6条～第11条 (省略)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p>

新	旧
<p data-bbox="145 247 495 276">第13条～第21条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="866 336 1104 365">日本証券金融株式会社</p> <p data-bbox="145 422 461 451">平成26年 6月20日 改正制定</p> <p data-bbox="145 464 461 493"><u>平成28年 1月 4日</u> <u>一部改定</u></p>	<p data-bbox="1128 247 1411 276">第13条～第21条 (省略)</p> <p data-bbox="1850 336 2087 365">日本証券金融株式会社</p> <p data-bbox="1128 422 1444 451">平成26年 6月20日 改正制定</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第3条 （現行どおり）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p><u>第3条の2</u> お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条 （現行どおり）</p> <p>（当社への届出事項）</p> <p>第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>第6条～第11条 （現行どおり）</p> <p>（届出事項の変更手続き）</p> <p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>第13条～第20条 （現行どおり）</p>	<p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第3条 （省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>（当社への届出事項）</p> <p>第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p>第6条～第11条 （省略）</p> <p>（届出事項の変更手続き）</p> <p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p> <p>第13条～第20条 （省略）</p>



新	旧
<p style="text-align: center;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年 1月 5日 制 定 (大阪証券金融株式会社)</p> <p>平成22年 4月 1日 一部改定</p> <p>平成22年 7月 1日 一部改定</p> <p>平成23年10月 1日 一部改定</p> <p>平成25年 7月22日 一部改定 (日本証券金融株式会社)</p> <p>平成25年10月 1日 一部改定</p> <p>平成26年 6月20日 一部改定</p> <p><u>平成28年 1月 4日 一部改定</u></p>	<p style="text-align: center;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年 1月 5日 制 定 (大阪証券金融株式会社)</p> <p>平成22年 4月 1日 一部改定</p> <p>平成22年 7月 1日 一部改定</p> <p>平成23年10月 1日 一部改定</p> <p>平成25年 7月22日 一部改定 (日本証券金融株式会社)</p> <p>平成25年10月 1日 一部改定</p> <p>平成26年 6月20日 一部改定</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p><u>第3条の2</u> お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>(第1条～第3条 (省略))</p> <p>(新設)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p>第6条～第11条 (省略)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p>

新	旧
<p>第13条～第20条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年1月5日 制定（大阪証券金融株式会社）  平成22年4月1日 一部改定  平成22年7月1日 一部改定  平成23年10月1日 一部改定  平成25年7月22日 一部改定（日本証券金融株式会社）  平成25年10月1日 一部改定  平成26年6月20日 一部改定  <u>平成28年1月4日 一部改定</u></p>	<p>第13条～第20条（省略）</p> <p style="text-align: center;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年1月5日 制定（大阪証券金融株式会社）  平成22年4月1日 一部改定  平成22年7月1日 一部改定  平成23年10月1日 一部改定  平成25年7月22日 一部改定（日本証券金融株式会社）  平成25年10月1日 一部改定  平成26年6月20日 一部改定</p>

「個人情報の取扱いに関する同意事項」【コムストックローン・通信取引】新旧対照表（平成28年1月4日改正）

日本証券金融株式会社

（下線箇所は改定部分）

u003cdiv data-bbox="58 188 941 891" data-label="Table">

新	旧
<p style="text-align: center;">個人情報の取扱いに関する同意事項 【コムストックローン・通信取引】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p><u>日本証券金融株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）について、個人情報等の保護に関する関係法令、主務官庁の定めるガイドライン（指針）および認定個人情報保護団体の指針その他の規範ならびに当社のプライバシーポリシーを遵守し、下記のとおり取り扱います。</u></p> <p>※ 当社のプライバシーポリシーは、当社ホームページ（<a href="http://www.jsf.co.jp">http://www.jsf.co.jp</a>）にて公表しております。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 個人情報の利用目的</p> <p>当社は、<u>お客様の個人情報</u>を次の利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。</p> <p>【振替決済口座開設関係】</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>② 犯罪収益移転防止法に基づく<u>取引時確認等</u>のため</p> <p>③～⑤（現行どおり）</p> <p>【コムストックローン契約関係】</p> <p>⑥（現行どおり）</p> <p>⑦ 犯罪収益移転防止法に基づく<u>取引時確認等</u>や、融資をご利用いただく資格等の確認のため</p> <p>⑧～⑯（現行どおり）</p> <p>なお、当社は、お客様の個人情報を個人信用情報機関に提供することはありません。</p>	<p style="text-align: center;">個人情報の取扱いに関する同意事項 【コムストックローン・通信取引】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>当社は、<u>個人情報保護に関する関係法令、主務官庁の定めるガイドライン（指針）その他の規範および当社のプライバシーポリシー</u>を遵守し、<u>個人情報を下記のとおり取り扱います。</u></p> <p>※ 当社のプライバシーポリシーは、当社ホームページ（<a href="http://www.jsf.co.jp">http://www.jsf.co.jp</a>）にて公表しております。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 個人情報の利用目的</p> <p>当社は、個人情報を次の利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。</p> <p>【振替決済口座開設関係】</p> <p>①（省略）</p> <p>② 犯罪収益移転防止法に基づく<u>ご本人の確認等</u>のため</p> <p>③～⑤（省略）</p> <p>【コムストックローン契約関係】</p> <p>⑥（省略）</p> <p>⑦ 犯罪収益移転防止法に基づく<u>ご本人の確認等</u>や、融資をご利用いただく資格等の確認のため</p> <p>⑧～⑯（省略）</p> <p>なお、当社は、お客様の個人情報を個人信用情報機関に提供することはありません。</p>

新	旧
<p>※ 利用目的④および⑬に関し、融資取引以外の当社からの各種提案や資料送付等を希望されないお客様は、「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。</p> <p><u>2 個人番号の利用目的</u>  <u>当社は、お客様の個人番号を次の利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。</u></p> <p>① <u>金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務（配当、剰余金の分配等の支払調書作成事務を含む。）を適切に遂行するため</u></p> <p>② <u>金融商品取引に関する振替機関等への提供事務を適切かつ円滑に履行するため</u></p> <p><u>3 機微（センシティブ）情報の取扱い</u>  当社は、<u>お客様の機微（センシティブ）情報</u>については、法令等に基づく場合および業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。</p> <p>※ 機微（センシティブ）情報とは、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報その他の特別の非公開情報をいいます。</p> <p><u>4 個人情報の第三者提供</u>  当社は、法令の定めによる場合を除き、<u>お客様の個人情報</u>をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。</p> <p><u>5 個人情報等の取得項目</u>  (1)～(2)（現行どおり）</p> <p>(3) 当社のウェブサイトにおいては、クッキー（Cookie）を使用しておりますが、クッキーには、<u>お客様の氏名、口座番号、Eメールアドレス、個人番号</u>等の個人を特定する情報は含まれません。また、サイトへのアクセスログを取得しておりますが、当該ログは当社のウェブサイトの利用状況や不正アクセスの調査以外のためには利用いたしません。</p> <p>※ クッキーとは、ウェブサイトの利用者やアクセス履歴等の情報をウェブサーバー</p>	<p>※ 利用目的④および⑬に関し、融資取引以外の当社からの各種提案や資料送付等を希望されないお客様は、「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。</p> <p>（新設）</p> <p><u>2 機微（センシティブ）情報の取扱い</u>  当社は、機微（センシティブ）情報については、法令等に基づく場合および業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。</p> <p>※ 機微（センシティブ）情報とは、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報その他の特別の非公開情報をいいます。</p> <p><u>3 個人情報の第三者提供</u>  当社は、法令の定めによる場合を除き、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。</p> <p><u>4 個人情報の取得項目</u>  (1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 当社のウェブサイトにおいては、クッキー（Cookie）を使用しておりますが、クッキーには、氏名、口座番号、Eメールアドレス等の個人を特定する情報は含まれません。また、サイトへのアクセスログを取得しておりますが、当該ログは当社のウェブサイトの利用状況や不正アクセスの調査以外のためには利用いたしません。</p> <p>※ クッキーとは、ウェブサイトの利用者やアクセス履歴等の情報をウェブサーバー</p>

新	旧
<p>とウェブブラウザ間でやりとりする仕組みをいいます。</p> <p><b>6 個人情報等の取扱いの委託</b></p> <p>当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、<u>お客様の個人情報等の取扱いの全部または一部を委託する場合があります。</u>当社は、<u>個人情報等の取扱いの全部または一部を委託する場合は、当社の選定基準により委託先を選定するとともに、委託する個人情報等の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要、かつ、適切な監督を行います。</u></p> <p><b>7 個人情報等の開示等の手続</b></p> <p>当社は、当社の保有するお客様の個人情報等について、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下「開示等」といいます。）の求めを、次のとおり受け付けます。</p> <p>(1)～(2)（現行どおり）</p> <p>(3) 開示等の求めに際してご提出いただく書面（様式）等</p> <p>次の請求書(A)を当社ホームページ (<a href="http://www.jsf.co.jp">http://www.jsf.co.jp</a>) からダウンロードし、または「お問い合わせ窓口」にご請求いただき、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または来店のうえご提出ください。ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代理権を証する書類が必要となりますので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。</p> <p>A 当社所定の請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>個人情報等に関する利用目的通知請求書</u></li> <li>・ <u>個人情報等開示請求書</u></li> <li>・ <u>個人情報等訂正・追加・削除請求書</u></li> <li>・ <u>個人情報等利用停止・消去請求書</u></li> </ul> <p>B 本人確認のための書類（次のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>個人番号カードの写し（裏面（個人番号の記載がある面）は不要）</u></li> <li>・ 運転免許証の写し（住所変更をされている場合は裏面の写しも必要）</li> <li>・ 健康保険証の写し（住所および生年月日の記載があるもの）</li> <li>・ 印鑑証明書</li> </ul>	<p>とウェブブラウザ間でやりとりする仕組みをいいます。</p> <p><b>5 個人情報の取扱いの委託</b></p> <p>当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、<u>個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合があります。</u>当社は、<u>個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、当社の選定基準により委託先を選定するとともに、委託する個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要、かつ、適切な監督を行います。</u></p> <p><b>6 個人情報の開示等の手続</b></p> <p>当社は、当社の保有する個人情報について、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下「開示等」といいます。）の求めを、次のとおり受け付けます。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 開示等の求めに際してご提出いただく書面（様式）等</p> <p>次の請求書(A)を当社ホームページ (<a href="http://www.jsf.co.jp">http://www.jsf.co.jp</a>) からダウンロードし、または「お問い合わせ窓口」にご請求いただき、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付し、郵送により、または来店のうえご提出ください。ただし、代理人による開示等の求めの場合は、別途代理権を証する書類が必要となりますので、「お問い合わせ窓口」までご照会ください。</p> <p>A 当社所定の請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>個人情報に関する利用目的通知請求書</u></li> <li>・ <u>個人情報開示請求書</u></li> <li>・ <u>個人情報訂正・追加・削除請求書</u></li> <li>・ <u>個人情報利用停止・消去請求書</u></li> </ul> <p>B 本人確認のための書類（次のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証の写し（住所変更をされている場合は裏面の写しも必要）</li> <li>・ 健康保険証の写し（住所および生年月日の記載があるもの）</li> <li>・ 印鑑証明書</li> </ul>

新	旧
<p>・住民票の写し (4)～(6) (現行どおり)</p> <p><u>8 個人情報等に関するお問い合わせ窓口</u> 個人情報等の開示等の求め、およびお客様の個人情報等の取扱いに関する苦情、ご相談等につきましては、次の窓口で承ります。</p> <p>〒541-0042 大阪市中央区今橋2-4-10 大広今橋ビル3階 日本証券金融株式会社 大阪支社ネットビジネス課 Tel : 06-6233-4519 (平日9:00～17:00) E-mail : comstock@jsf.co.jp</p> <p><u>9 認定個人情報保護団体</u> 当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。当社に社債、株式等の振替決済口座を開設されているお客様の個人情報等の取扱いに関する苦情、ご相談等につきましては、同協会の次の窓口でもお受けしております。</p> <p><u>【苦情・相談窓口】</u> 日本証券業協会 (http://www.jsda.or.jp/) 個人情報相談室 Tel : 03-3667-8427</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成28年1月</p>	<p>・住民票の写し (4)～(6) (省略)</p> <p><u>7 個人情報に関するお問い合わせ窓口</u> 個人情報の開示等の求め、および個人情報の取扱いに関する苦情、ご相談等につきましては、次の窓口で承ります。</p> <p>〒541-0042 大阪市中央区今橋2-4-10 大広今橋ビル3階 日本証券金融株式会社 大阪支社ネットビジネス課 Tel : 06-6233-4519 (平日9:00～17:00) E-mail : comstock@jsf.co.jp</p> <p><u>8 認定個人情報保護団体</u> 当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。当社に社債、株式等の振替決済口座を開設されているお客様の個人情報の取扱いに関する苦情、ご相談等につきましては、同協会の次の窓口でもお受けしております。</p> <p>日本証券業協会 (http://www.jsda.or.jp/) 個人情報相談室 Tel : 03-3667-8427</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成26年3月</p>